

業 務 委 託 契 約 書

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下、「乙」という。）は、次の〇〇〇〇調査業務（以下「本委託業務」という。）に関して、次の条項により業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

1. 委託業務名

委託業務内容 別紙仕様書に定めるものとし、別紙調査資料・情報要領に定めるに従い収集した資料・情報を基礎とする。

2. 調査目的

3. 履行期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税額 円

第1条（総則）

1. 乙は甲より、別紙仕様書に定める本委託業務を受託し、本契約に基づき履行するものとします。
2. 乙は、本委託業務を頭書記載の履行期限内に完了し、本委託業務に基づき作成した成果物（以下「成果物」という）を甲に引き渡すものとし、甲は乙に頭書4及び4条に従い業務委託料を支払うものとします。

第2条（報告書の使用目的）

1. 甲は、成果物を、頭書2に記載された、本委託業務が対象とする土地の性状に関する説明、監督官庁に対する届出、報告することを目的とし、当該目的のみに使用するものとし、当該目的以外には使用しないものとします。
2. 甲が乙の事前の書面による承諾なしに成果物を他の目的に転用した場合には、甲に損害が生じても乙は一切の責任を負わないものとします。

第3条（免責）

乙が作成する成果物は、別紙調査資料・情報要領に従い甲から提供され、又は乙自らが収集した資料・情報（以下「本資料・情報」という）を基礎として作成しますが、資料と情報の過誤や瑕疵に起因して甲に発生する損害について乙は一切の責任を負わないものとします。

第4条（業務委託料の支払い）

1. 本契約の業務委託料の支払いは下記の通りとし、乙の指定する銀行口座に振込送

金にて行うものとします。

業務着手金 本契約時 ¥ (業務委託代金の %)
完了払金 第5条の検査終了後○日以内 ¥ (業務委託代金から業務着手金を差し引いた残金)

2. 本委託業務内容や履行期間等が変更される場合においては、甲乙協議の上、支払金額、支払時期等、必要事項を決定するものとします。

第5条 (検査及び引渡し)

1. 乙の本委託業務が完了したときは、甲は、成果物受領後○日以内に別紙検査要領に従い速やかに成果物の検査を行うものとし、甲の検査合格の書面による通知を受けたときは、乙は、遅滞なくその成果物を甲に引き渡すものとします。
2. 甲は、本条第1項に従い、乙より成果物の引渡しを受けたときは、乙に対し、成果品受領書を交付するものとし、当該受領書の交付をもって引渡しを完了するものとします。
3. 本条第1項に規定する期間内に甲より書面による異議の申出がない場合、当該期間満了をもって検査に合格したものとし、その成果品を甲に引き渡すものとします。

第6条 (瑕疵担保責任)

1. 前条に基づく検査完了後、成果品について瑕疵があることが発見された場合、甲は乙に相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求できるものとします。
当該修補請求は成果品の納入後1年以内に行わなければならないものとします。
2. 当該瑕疵が、仕様書、図面の記載内容、本資料・情報の過誤や瑕疵が原因である場合には、乙は瑕疵担保責任を負担しないものとします。

第7条 (危険負担)

本契約第5条第1項により乙より甲へ成果物が引き渡された後、当該成果物に発生した滅失、毀損、変質その他一切の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き、甲が負担するものとします。

第8条 (所有権)

成果物の所有権は、甲の乙へ業務委託料が完済されたときをもって乙より甲へ移転するものとします。

第9条 (下請け)

乙は、業務の全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託、または請け負わせることができるものとします。

第10条 (業務内容の変更等)

1. 甲は、本委託業務の内容、履行期間を変更する必要がある場合には、甲乙協議して本委託業務内容、履行期間及び業務委託料を定め、変更契約書を作成するものとします。
2. 前項による本業務委託契約の変更により乙に損害が生ずる場合、本委託業務の進捗状況

- 如何にかかわらず、甲は乙が被る損害を直ちに賠償しなければならないものとします。
3. 地震、火事等の自然災害、関係法令の改定、埋蔵物の出土等、乙の責めに帰すべからざる事由により本委託業務内容や履行期間の変更が生ずる場合には、乙は甲に対し、速やかにその旨を告知し、本委託業務の内容、履行期間、業務委託料等の変更を求めることができ、甲は、これを承諾するものとします。
 4. 本契約に基づく業務の範囲を超え、甲の求めに応じ、乙が提供した追加業務（分析、特別なプレゼンテーション、第三者に対する成果物に関する説明等を含む）に要した費用はその合理的な範囲で甲の負担とし、適宜報酬を定め乙に支払うものとします。

第11条（業務の一時中止等）

1. 甲は、必要ある場合、本委託業務を一時中止もしくは、中止することが乙に求めることが出来るものとします。
2. 前項の場合乙が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償しなければならないものとします。
3. 乙は、その責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することが困難となったときは、遅滞なく甲にその理由を付してその旨を届け出なければならないものとします。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、履行期限を延長をすることができるものとします。その延長日数は、甲乙協議して定めるものとします。

第12条（契約の解除等）

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対する何らの通知催告等を要せず、相手方の債務は、期限の利益を失い、相手方は直ちに全債務を完済するものとします。
 - (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て又は手形交換所の取引停止処分あるいは租税公課の滞納その他の滞納処分を受け若しくはこれらの申立て、処分を受くべき事由を生じたとき
 - (2) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は会社整理、破産手続、会社更生手続、民事再生手続等の倒産処理手続(本契約締結後に改訂若しくは制定されたものを含む)の申立原因を生じ、又はこれらの申立てを受け若しくは自らこれらの申立てをしたとき
 - (3) 合併によらずに解散したとき
 - (4) 本契約の定めの一つにでも違背したとき
 - (5) その他各号に準じるような本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
2. 前項各号の場合、相手方に対する何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を即時解除若しくは解約し、あるいは債権債務について相殺できるものとします。
3. 本契約が解除された場合、契約を解除した者は、解除により生じた損害の賠償を相手方に求めることを妨げられないものとします。また、相手方は、契約解除に対し解除されたことをもって損害賠償を請求できないものとします。

第13条（機密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約の履行にともない互いに相手方から開示・提供された資料及び情報、技術上、営業上の秘密（以下、「機密情報」という。）を第三者に開示・漏洩してはならず、機密保持のため適切な措置を講じるものとします。但し、当該義務は、機密情報が以下の各号に該当する場合には適用しないものとします。
 - (1) 開示・提供される前に既に自己が保有し、知得していた場合。
 - (2) 開示・提供される前に既に公知であった場合。
 - (3) 開示・提供された後に機密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した場合。
 - (4) 開示・提供された後に、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった場合。
 - (5) 予め相手方の書面による承諾をうけ第三者に対し機密情報を開示した場合。
 - (6) 法令等により開示することが義務付けられた場合
2. 乙が業務を遂行するために下請業者その他の第三者（以下、「下請業者等」という。）に機密を開示・提供する必要がある場合には、乙は前項各号に拘らず当該下請業者等に対し、本条に準じた機密保持を求めた上、必要最小限の開示・提供に留めるものとします。
3. 金融機関、弁護士、公認会計士、その他の合理的範囲内の関係者に対して機密情報を開示する場合には、本条は適用されないものとします。
4. 本条の有効期間は、本契約終了後もなお有効とし、その有効期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとします。

第14条（権利義務の譲渡等）

甲又は乙は本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により相手方の承認を得たときはこの限りでないものとします。

第15条（成果物の取扱い）

1. 甲は乙の事前の承諾を得て、対象とする土地に関する説明資料、監督官庁に対する届出書、報告書に成果物を引用記載することができるものとします。但し、乙が書面で承諾した場合を除き、成果物の内容の一貫性を保持するため常に全文を引用記載するものとします。
2. 乙は、前項の承諾をするに当たっては、合理的な範囲で甲に対し条件を付することができるものとします。
3. 甲は第1項に定める乙の承諾を得ようとするときは、以下の各号を乙に開示するものとします。
 - (1) 対象とする土地に関する説明資料に適用される法令等の内容
 - (2) 成果物を記載しようとする文書の内容
 - (3) 成果物の記載の方法及び様式
 - (4) 当該文書中で乙に言及する場合はその方法及び様式
4. 甲は、乙の書面による承諾なしに成果物を第三者に開示しないものとします。但し、対象とする土地を裏付けとする融資、売買のために必要な限度で、金融機関、弁護士、会計士、税理士、その他の合理的範囲内の関係者に対して開示する場合

を除くものとします。

第16条（損害賠償）

甲又は乙は、当事者の故意又は重過失がある場合を除き、本契約の履行に基づき損害が生じた場合直接かつ現実的に生じた損害の範囲で相手方に対し賠償の責めを負うものとします。又、請求原因の如何を問わず負担する損害の範囲は頭書の業務委託料を上限とするものとします。

第17条（知的財産権）

1. 本委託業務の遂行の過程で生成した著作権、発明、考案、意匠（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権、意匠権（特許、実用新案権、意匠登録等を受ける権利も含む）は、乙に帰属するものとします。
2. 本契約に基づき作成した成果品、委託業務の遂行の過程で新たに生じた成果品、ドキュメント、資料等の著作権は、全て乙に帰属するものとします。

第18条（不可抗力免責）

天変地変その他不可抗力の事由により、甲又は乙が本契約の基づく債務を履行することができない場合は、相手方に対して債務不履行責任を負わないものとします。

第19条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本国法を準拠し、本契約に関する紛争に関しては東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（契約外事項）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、甲乙協議の上円滑に解決するものとします。

本契約の締結の証として、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

甲 ○○○○株式会社
氏 名 印

乙 アジア航測株式会社
氏 名 印